

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカード（*1）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（*2）を支払うことを承認します。

（*1）当会社の指定するクレジットカードをいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）異動時の追加保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（*1）以後、普通約款（*2）およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

①	当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。
②	会員規約等に定める手続が行われない場合

（*1）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

（*2）この特約が付帯された普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）(2)の表の①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が滞滞なくその保険料を支払ったときは、第2条(2)の規定にかかわらず同条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険料の返還の特則）

普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の全額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。